

千葉県報

号外
令和5年7月18日

号外第62号

千葉県報

令和5年7月18日(火曜日)

主要目次

○ 千葉県畜産振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

告示

告示

千葉県畜産振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月18日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県告示第二百九十一号

千葉県畜産振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県畜産振興事業補助金交付要綱(昭和三十三年千葉県告示第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表畜産振興事業の項畜産振興対策事業の目中

(四) 全国和牛能力共進会事業費

当該事業を実施するために要する経費の二分の一以内

を

(四) 全国和牛能力共進会事業費

当該事業を実施するために要する経費の二分の一以内

に改め、同項飼料基

(五) 関東地区ホルスタイン共進会事業費

(六) 全日本ホルスタイン共進会事業費

当該事業を実施するために要する経費の二分の一以内

盤総合整備対策事業の目中

1 飼料生産拡大整備支援事業費

当該事業を実施するために要する経費の二分の一以内。ただし、補助額の上限は、知事が別に定めるところによる。

を

1 県産飼料自給体制整備事業費

(一) 飼料生産機械導入事業費

当該事業を実施するために要する経費の二分の一以内。ただし、補助額の上限は、知事が別に定めるところによる。

(二) 二期作・二毛作実施事業費

当該事業に係る農作物の作付面積(ヘクタールを単位とし、その作付面積に少数点以下二位未満の端数がある場合には、これを切り捨てた作付面積)に九万九千円を乗じて得た額

に改める。

別記第一号様式(その七)を次のように改める。

(その七)

[飼料基盤総合整備対策事業費補助金における自給飼料生産対策事業費補助金のうち県産飼料自給体制整備事業費補助金の対象となる事業の内容等]

第 1 事業の目的

第 2 事業の内容及び計画 (又は実績)

1 飼料生産機械導入事業費

対 象 市町村名	受 益		事 業 内 容	事 業 内 容	事業量	単 価	事業費	負 担 区 分		備 考
	戸 数	種目別 面積 (ha)						内 訳	規格 能力等	
	戸	戸			台	円	円	円	円	
合 計										

注

- 1 事業費の欄には、事業主体ごと、上段に消費税除外額、下段に消費税含有額を () 付きで、記入すること。
- 2 備考の欄には、事業主体ごとに消費税対象額について、記入すること。
- 2 二期作・二毛作実施事業費

対 象 市町村名	事 業 内 容		事業量	事業費		備 考
	二期作又は二毛作の別	農作物の種類		事業量	事業費	
				ha	円	
合 計						

注 事業量の欄には、当該事業に係る農作物の作付面積を記入すること。

別記第一号様式（その八）中「（4）全国和牛能力共進会事業費」を

- （4）全国和牛能力共進会事業費 ※
- （5）関東地区ホルスタイン共進会事業費 ※
- （6）全日本ホルスタイン共進会事業費 ※

に、

- 1 飼料生産拡大整備支援事業費

を

- 1 県産飼料自給体制整備事業費
- （1）飼料生産機械導入事業費
- （2）二期作・二毛作実施事業費

に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県畜産振興事業補助金交付要綱の規定は、令和五年度分の予算に係る補助金から適用する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八